

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回大阪狭山市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成30年5月24日（木）午後2時30分から午後4時30分まで
開 催 場 所	大阪狭山市役所3階 協議会室
出 席 委 員	今西幸蔵、菊屋英一、鳥井一雄、中嶋芳彦、橋本葉子、鈴木さおり (計6名)
事 務 局	政策推進部長 田中齊 政策推進部次長兼企画グループ課長 田中孝 政策推進部人事グループ課長 森浩子 政策推進部人事グループ課長補佐 高橋宏征 政策推進部人事グループ主査 辻雄平
案 件	○任命書の交付 ○市長挨拶 ○委員紹介 ○事務局紹介 ○会長の選出 ○会長挨拶 ○会長職務代理の指定 ○諮問書の交付 ○会議の公開について ○資料説明等 ○意見交換・質疑 ○その他
審 議 等 の 概 要	別紙のとおり

【審議等の概要】

○任命書の交付

各委員に任命書を交付した。

○市長挨拶

古川市長から、次のような挨拶があった。

- ・このたびは、大阪狭山市特別職報酬等審議会にご出席いただき、また、委員の就任について快く引き受けていただき感謝申し上げます。さらに、常日頃より大阪狭山市の事業推進にご理解とご協力を賜り、この場をかりて厚く御礼申し上げます。
- ・本審議会では、市議会議員の報酬と、市長、副市長、教育長の特別職の給料等について、ご審議いただくことになる。
- ・前回の開催が平成25年で、すでに5年が経過しており、私が市長に就任してから初めての開催となる。
- ・委員の皆様方におかれては、それぞれのお立場で大変お忙しいところではあるが、忌たんのないご意見とご提言をいただき、有意義な審議の場となるようお願い申し上げます。

○委員紹介

次のとおり、委員を紹介した。

- | | |
|-------------------|----------|
| ・桃山学院教育大学教育学部客員教授 | 今西 幸蔵 氏 |
| ・大阪狭山市地区長会会長 | 菊屋 英一 氏 |
| ・大阪狭山市商工会会長 | 中嶋 芳彦 氏 |
| ・大阪狭山市婦人会会長 | 橋本 葉子 氏 |
| ・連合大阪南河内地区協議会議長 | 鳥井 一雄 氏 |
| ・公募委員 | 中井 新子 氏 |
| ・公募委員 | 鈴木 さおり 氏 |

○事務局紹介

次のとおり、事務局を紹介した。

- | | |
|-------------------|-------|
| ・政策推進部長 | 田中 齊 |
| ・政策推進部次長兼企画グループ課長 | 田中 孝 |
| ・政策推進部人事グループ課長 | 森 浩子 |
| ・政策推進部人事グループ課長補佐 | 高橋 宏征 |
| ・政策推進部人事グループ主査 | 辻 雄平 |

○会長の選出

互選により、今西委員を選出した。

○会長挨拶

会長から、次のような挨拶があった。

- ・このたび、大阪狭山市の議員の報酬や特別職の給与等について審議する審議会の会長という重い責任の役目をいただき、身の引き締まる思いである。
- ・これから審議を進めるにあたり、行き届かない点もあるかと思うが、ぜひ大阪狭山市の発展ということで、委員のみなさまのご協力をいただきながら、本審議회를滞りなく、最後まで進めていきたい。
- ・また、現下の社会経済情勢、市の財政状況や課題も考慮し、市民のみなさんに納得していただけるような、答申内容にまとめていく必要があると考えている。

- ・委員のみなさまには、それぞれのお立場で、大所高所から様々なご意見を率直にいただき、ぜひ忌たんのない意見をいただきたい。

○会長職務代理の指定

大阪狭山市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長が、菊屋委員を指名した。

○諮問書の交付

市長から、市長等特別職の給料及び市議会議員の議員報酬等について、大阪狭山市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、下記2点について諮問する旨、会長に諮問書を交付した。

- (1) 議員報酬の額及び市長、副市長並びに教育長の給料の額について
 - (2) 諸手当について
- この後、市長は退席。

○会議の公開

審議会等の会議の公開に関する指針の規定に基づき、次回以降の審議会の会議を公開することとした。

○資料説明等

<審議事項等の説明>

事務局から、以下の内容について説明があった。

- ・本日の会議を含め、3回程度の開催で答申まで進めていただきたい。
- ・諸手当については、市長、副市長、教育長の退職手当の適正な支給水準についてと、本来審議対象ではないが、期末手当等の適正額についてご意見を頂戴したい。
- ・答申の内容によって条例改正等が必要な場合は、答申を最大限尊重し、次期開催月議会において改正案を上程する。

<資料説明>

事務局から、以下の配付資料について説明があった。

- 1 大阪狭山市特別職等報酬の改定経過
 - 2 大阪府内各市の特別職給与等の支給状況
 - 3 近畿圏類似団体の特別職給与等の支給状況
 - 4 大阪府内各市の議会議員報酬等の支給状況
 - 5 近畿圏類似団体の議会議員報酬等の支給状況
 - 6 特別職等及び議会議員の年間支給額の状況
 - 7 府内各市の特別職退職手当の支給状況
 - 8 近畿圏類似団体の特別職退職手当の支給状況
 - 9 過去における特別職賞与（期末手当）の人事院勧告への対応
 - 10 特別職と一般職の給与比較
 - 11 大阪狭山市の財政状況の推移（普通会計）
 - 12 議会議員定数の状況
 - 13 市議会の開催状況
 - 14 議員視察研修の状況
- 追加資料 条例上の給料月額・報酬月額の状況（大阪府内・近畿圏類似団体）

<本市特別職及び議会議員の条例額>

- ・特別職の給料月額、平成8年4月1日に、現在の給料月額である市長90万円、副市長76万円、教育長70万円に改正されたところ。
- ・平成15年7月1日から平成27年4月に至るまでの間において、当時の財政事情等に応じて、その当時の市長の判断で10%や15%のカットが行われてきたもので、条例本則で規定されている給料月額は改定せずに、期間限定の特例措置を設けて、その都度実施してきた。
- ・平成27年4月1日以降、現在に至るまでは、特別職の給料カットはしておらず、条例本則どおりの額面が支給されている。
- ・議会議員の報酬額は、平成15年1月1日の改定により、議長は55万1千円、副議長は49万4千円、議員は47万5千円に改定されてから、現在に至るまで、条例本則の額の改定は行われていない。
- ・議員報酬についても、平成20年4月1日から平成27年4月に至るまでの間、審議会の答申を経ずに、当時の財政事情等に依りて議員提案により4%カットが実施されてきた。
- ・議員報酬についても、平成27年4月1日以降現在に至るまで、報酬額のカットは行われておらず、月額、条例本則どおりの額面が支給されている。
- ・独自のカットは別にして、今回の審議会では、条例本則に定められた月額の給料又は報酬の額が妥当であるかというところをご審議いただきたい。

<前回答申の内容>

- ・前回答申では、報酬及び給料、諸手当については、現行のとおりとすることが適当であることとし、また、市長、副市長、教育長の退職手当については、一般職の職員との均衡を考慮し、特別職自ら必要な措置を講ずることが適当であるとされたところ。
- ・市長、副市長、教育長の給料については、様々な意見がある中で、積極的に改定する理由がないことから、現行のとおり据え置くことが適当であると判断された。
- ・また、議会議員の報酬については、当時も府内では各市平均を大きく下回り、その水準は低位にあるものの、近畿圏類似団体の状況、市長等の減額の状況、現下の社会経済情勢や市民感情等を勘案すると、現時点では引き上げることは困難であり、現行のとおり据え置くことが適当であると判断された。
- ・期末手当の支給割合についても、現時点で積極的に改定する理由がないことから、現行のとおり（当時）100分の395に据え置くことが適当であると判断された。
- ・退職手当の支給水準については、具体的な減額率は明示せず、一般職の職員の減額率を考慮し、市長等が適切に対応することが適当であると判断された。

○意見交換・質疑（発言要旨）

諮問事項に関して、各委員から以下のような意見や質疑があった。

<意見交換・質疑の進め方>

- 会 長** ・本格的な審議は次回からということで、本日については、事務局から説明のあった資料の内容について、委員のみなさまの疑問等を集約し、論点整理をして、認識の共有を図る場としたい。
- ・なお、次回の審議会での市の現在の財政状況や今後の見通しについて、事務局から詳しい説明をお願いしたい。
- 事務局** ・承知した。

<平成 29 年度決算>

- 委員 ・資料 11 に普通会計の決算額とあるが、直近の平成 29 年度の決算額はのせられなかったのか。
- 事務局 ・決算は 5 月末の出納閉鎖を過ぎてからになるので、今回の資料にはのせることができなかった。

<実支給額の確認>

- 委員 ・資料 1 で、平成 27 年 4 月 1 日以降、条例額となっているが、特例での減額もなく、条例額どおりの金額が支給されているということか。
- 事務局 ・そのとおりである。

<一般職との給与比較>

- 委員 ・(審議に) 直接関係ないが、資料 10 で、課長から部長の給与にあまり差がないように思う。一般職と特別職で給与が逆転するようなことはあるか。
- 事務局 ・逆転することはない。

<特別職給与等のあり方>

- 委員 ・資料 1 でこれまでの改定経過が示されているところではあるが、この額面の数字が多いか少ないかも判断しかねる。
- 委員 ・たしかに、何が良いか、悪いかの基準がない。
- 委員 ・ベースになる基本給については、退職手当にも影響してくるので、しっかりと担保としてあった方がいいように思う。
- 委員 ・その時々々の情勢で、その時の市長が何%カットとかを議会で話し合って決めていけばいいと思う。中位が適当かはわからないが、他の手当のところというよりは、本給の部分である程度魅力あるようにしておけばいいと思う。
- 委員 ・条例で決められている本来の金額に対して、財政状況やその時の社会情勢等を鑑みて、独自に給与カットを判断して運用されてきている。
- 委員 ・生活給という意味合いでいえば、物価変動も一定考慮されているのでは。
- 事務局 ・補足になるが、資料 1 で、平成 15 年以降、市長の判断で 10%カット等をしているところではあるが、平成 19 年と 23 年のところで一時復元しているのは、任期の関係で、改選の時期に一旦カットを終了しているためである。
- 会長 ・平成 8 年以降、カット等をしているが、条例額自体は変わっていない状況である。人口規模や産業も異なり、税収入の問題も絡んでくるので、どのように市町村と比較すればいいか難しいところ。
- 委員 ・20 年前と特別職の給料が変わらないということであるが、物価が以前と違っている中で、一般職の部長級の給与と開きが少ないように思う。その当時、一般職の給与はどれくらいであったか。
- 事務局 ・資料を整理して、次回に示せるようにしたい。
- 委員 ・大阪府の給与水準や人事院勧告の内容に応じて、変動してきているはず。
- 事務局 ・ご指摘のとおり、毎年出される人事院勧告の内容に準じて、上がるときもあれば下がるときもあり、地域手当が創設されたときは大幅に下がった年でもある。
- 委員 ・20 年前と比べると物価も上がってきているはずで、特別職なのに、企業と比べても少ないように思う。20 年前の一般職給与との差が知りたい。

<通勤手当>

- 委員 ・通勤手当は、どのように支給されているか。通勤距離によって変わるものか。
- 事務局 ・通勤距離によって変わり、近くの方だと支給されない。

<地域手当>

- 委員 ・地域手当とは、どのようなものか。
- 事務局 ・地域ごとに異なる民間給与水準をより適格に反映させるために平成18年に創設されたもので、国で実施されている賃金センサスという調査の中で、支給地域や支給割合が示されている。大阪狭山市は、国の方で15%とされているが、特別職については11%としている。
- 委員 ・カットできるところはカットすればいいと思うが、どの部分はカットできて、どの部分は増額できるのかが分かりにくいように思う。
- 委員 ・地域手当というのがどういうものかわかりづらく、隣の市の河内長野市では0%で、大阪狭山市では11%という差は、どこの部分にできてきているのかを知りたい。
- 事務局 ・国の方で、地域の民間給与水準や物価等をもとに試算されている。ただし、河内長野市については、本来は6%であるが、特別職については0%と減額している状況。

<議員報酬等のあり方>

- 委員 ・市議会議員には、退職金というのは支払われないのか。
- 委員 ・4年おきに選挙があって、落選すれば無職なので、そういうリスクも報酬に加味されていないのは厳しいのでは。
- 委員 ・議員のなり手不足といった原因にもなるのでは。
- 委員 ・議員の共済年金制度も廃止になっているはず。
- 委員 ・もう少し（報酬）水準を上げてほしいと思う。そうでないと、自営業されている方とか、家がお金持ちの方とかしか立候補しなくなる。報酬を低くしすぎると、活動の範囲が縮小されて、市をよくしていこうという本来の目的が達成できないのでは。
- 委員 ・その辺で一番問題になるのが、一般市民からしたら、議会議員の報酬がなぜあんなに高いのか、という話がでてくる。
- 委員 ・そういう意味でいうと、市の財政、税収等に応じて変動できるようにすれば説明が付きやすい。
- 委員 ・どうしても、市議会の開催状況からは積算しにくく、市民感情とのバランスも考慮しつつ、他の同規模の市町村の状況との比較によらざるをえないのが難しいところである。
- 委員 ・通年議会なので、招集されれば議会を開かねばならず、長期の休暇もとりにくい。
- 委員 ・実際、昨年一年間に議員が議会で拘束された時間はわかるか。
- 事務局 ・資料13で昨年度の市議会の開催状況をまとめている。
- 委員 ・議員の退職手当に関しては、次回までに過去の経緯を整理して資料を用意する。

<答申のまとめ方>

- 委員 ・今回も前回と同様に、報酬及び給料、諸手当の一通りについて答申するということになるのか。
- 事務局 ・そのとおりである。
- 委員 ・当時は相当高齢の職員もおり、特別職と一般職とで逆転するようなこともあるような話があったように思う。
- 委員 ・今回は、特例措置でカットしているような状況であった。条例額はそのままで、カットについては、その時々の方長の思いで、市民や一般職に対して率先垂範してみせるという、話の流れになったと思う。

委員 ・大阪狭山市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定では、「退職手当の支給水準について審議会の意見を聴くことができる」となっているが、退職手当についても答申の対象なのか。

事務局 ・今回の審議会では諮問対象としているので、答申をいただくことになる。

<特別職の給与カット>

委員 ・首長の判断で給与カットをしているが、副市長、教育長についても一緒に首長の判断でカットをされるのか。

・市長は選挙で選ばれるので、公約で何%カットする、退職金いりませんなんていうと、耳ざわりがいいので、そのあおりでカットされるのかと思う。

事務局 ・大阪府内でも、市長だけがカットしているというような自治体もある。

委員 ・適切な労働の対価ではないけども、やはりベースの部分はしっかりとあった方がいいと思う。

<給与カット状況>

委員 ・次回までに、これまでの特別職と一般職の給与カットの状況がわかる資料を提示してほしい。

事務局 ・承知した。

○その他

次回の会議を次のとおり開催することに決した。

平成30年6月21日（木）午後2時30分から